

第九回 参議院水産委員会會議錄第二一號

昭和二十五年十一月二十四日(金曜日)
午後一時四十九分開会

本日の會議に付した事件

○水産業協同組合法の一部改正に関する件

○漁業無線通信に関する件

○中央市場手数料値上問題に関する件

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

先ずお諮りいたしますが、水産業協同組合法の一部を改正して、協同組合に共済事業が公然とできるように改めたいという水産協同組合方面の要望がありますので、ここで草案を大体作つて見ましたから、これを閣下委員から一應御説明いたさせます。

○専門員(岡本信君) 只今委員長から申上げましたような要望が業界からありましたので、研究をしてみたいところ、水産業協同組合で行うためには大体三つの方法があるように考えられます。

第一は漁業協同組合がやつておりますような、いわゆる漁業協同組合の事業の中へ共済事業ができるという條文を入れるということであり、この問題は、農業では全国連合会を作ることを許されておられるからよろしいのであります。水産業協同組合には全国連合会に対する制限がありますので、この点は工合が悪いというので、第二の方法としては、地方自治法で行なつておられるような方法はどうか

ということになつて研究をして見ますと、この点も地方公共団体の建物というものと水産業協同組合の建物というものは、その公益性、公共性という点で違ふ点もありません。この点も必ずしも万全ということではないという点から次の方法を選んだのであります。即ち水産業協同組合共済会というものを別に立てるといふ法律の組み方であり、お手許に差上げてあります協同組合法の一部改正に関する法律の内容を簡単に申上げます。

第一は、この一番最後の第六章の次に二として「水産業協同組合共済会」という章を一つ設けるのであります。「設立の目的」は、その第百條の二「水産業協同組合は、その経営の安定及び改善を図るため、火災その他の災害に因つて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、水産業協同組合共済会(以下「共済会」といふ)を設立することができる。」

その次に「共済会の名称」でありまして、第百條の三として「共済会は、その名称中に水産業協同組合共済会」といふ文字を用いなければならぬ。その名称中に水産業協同組合共済会といふ文字を用いてはならない。その次に「事業」であります。これは第百條の四で「共済会は、会員から共済掛金の支拂を受け、会員がその事業の用に供する建物、工作物その他の物

件又はその事業上の取扱に係る物品につき、火災、水災、風災又は震災に因つて生じた損害について、会員に対し共済金を交付する事業を行うものとする。」「第二項で「前項の規定の適用については、会員が水産業協同組合の組合員である場合には、その会員が営む漁業又は水産加工業を会員の事業とする。」「即ちこの協同組合の組合員の事業をやるときはそれが漁業又は水産加工業になつていなければならぬということであり、その次に第三項で「共済会の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)を適用しない。」といふ條文であります。これが一番急所になるところであります。保険業法からこれを外すといふ條文をここに入れたのであります。

「共済金額の制限等」であります。それは第百條の五で規定しております。主務大臣は、必要がある認めるときは、共済金について、その最高金額を定めることができる。この場合には、共済金は、当該金額をこえて共済金を交付してはならない。といふ條文を入れまして、保険と区別をして行かう、こゝういふのであります。それから第二項「主務大臣は、共済会に対し、その事業について監督上必要な事項を指示することができる。」といふ條文を入れてあります。

その次に「会員たる資格」であります。百條の六へこの條文を入れます。共済会の会員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。」「即ち第一は「共済会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会」との系統機關全部を入れる。それから第二は「共済会の地区内に住所を有する漁業生産組合」これが会員になる資格を持つておる者であります。」「前項に規定する者の外、共済会は、定款の定めるところにより、左の各号の一に該当する者を会員たる資格を有する者とすることができる。」「といふて、第一には「共済会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設定された協同組合であつて、前項に規定する者の事業と同種の事業を行うもの。」「これは水産業協同組合によつて設立したのではないが、例えば中小企業協同組合法といふようなものに基いて、水産加工業協同組合を作つておるような団体であつても、これは配下に入れるといふことを入れたのであります。第二項は「前項又は前号に規定する組合の組合員。」「原則として組合が会員であります。組合員も会員に入れる。こゝういふふうに範圍を広くしたのであります。

次に「定款に記載すべき事項」であります。第百條の七で「共済会の定款には、左の事項を記載しなければならぬ。一、名称、二、地区、三、事務所の所在地、四、会員たる資格並びに会員の加入脱退に関する規定、五、共済掛金に関する規定、六、共済責任

に関する規定、七、経費の分担に関する規定、八、剰余金の処分及び損失の処理に関する規定、九、準備金の額及びその積立の方法、十、役員の数及び選挙に関する規定、十一、事業年度、十二、公告の方法。」「その次に第二項として「共済会の定款には、前項に掲げる事項の外、共済会の存立時期を定めたときは、その時期を記載しなければならない。」「その次に第三項で「主務大臣は、模範定款例を定めることができる。」

それからその次に「発起人」の規定、これも協同組合と大體同じであります。共済会を設立するには、第百條の六第一項の規定により会員たる資格を有する者二十人以上が発起人とならなければならない。」「二項として、「共済会は、千人以上の会員がなければ設立することができない。」「こゝはちよつと御説明申上げて置きたいと思ひますが、こゝういふ第百條の六第二項に規定する者を入れますと、この共済会には全国に幾つできるということになります。併しながらいさゝか組合では経理が工合よく行かないのでいけません。關係上、今日協同組合の数は三千、或いは四千ぐらいになつておりますので、少くとも組合員が千人以上入つた組合でなければ許さないといふことは、財政的にやつて行けないからといふようなことで、少くとも千人以上の会員、協同組合で千人以上入るといふようなことをこゝで制限を設けました。

その次に「設立の認可」百條の九と

して「行政庁は、第百條の十一第四項において準用する第六十三條第一項の設立の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該當せず、且つ、その事業が健全に行われると認められる場合には、その設立を認可しなければならぬ。即ち一として「設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いて行政庁の処分と違反するとき。」それから二が「定款又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。」というときでない以上は、設立を認可しなければならぬ」という條文であります。その次は第二項で「行政庁は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、発起人に對し、その旨を書面で通知しなければならぬ。」これはすべて漁業協同組合にあるような條文と同じ規定であります。

第百條の十で「共済会が解散したときは、合併の場合を除いては、共済関係は、終了する。」これが解散の効果を書いた規定であります。二項として「前項の場合には、共済会は、まだ経過しない期間に對する共済掛金を拂い戻さなければならぬ。」

その次は準用規定というものを百條の十一に長く書いてあります。これは商法を準用する、又はその外、協同組合の規定を準用した場合の読み替えというふうなことをここに掲げたのであります。これを省略さして頂きたい、最後に附則として「この法律は、公布の日から施行する。」それから二は「法人税法の一部を次のように改正する。第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会」の下に「水産業協同組合

共済会」を加える。それから登録税法の一部改正する。それから地方税法も改正しまして「農業共済組合連合会」の下にこれを入れて、地方税の關係も改正するのであります。

以上大休條文の骨子だけを申し上げた次第であります。

○委員長(木下辰雄君) これについて何か御意見がありましたらお述べ願います。

○青山正一君 これは議員提出であります。

○委員長(木下辰雄君) 議員提出であります。

○青山正一君 それでは一つ二、三日余裕を置いて少し勉強したいと思ひますから。

○委員長(木下辰雄君) それではこれは十分一御研究下さいまして、本臨時国会に是非法文化したい、法案にいたしたいとかように考えますので、次の委員会まで御延期願ひまして、御決定になりましたらGHQのほうに出しまして、成るべく至急にOKをとるように取り計らいたいと思ひます。その提出はでき得るならば衆議院とも十分折衝いたしまして、参議院の水産委員会提出にいたしたいと思ひますが御異議ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それではこの問題はこれで終ります。

○委員長(木下辰雄君) 次に無線通信の問題であります。これは非常に重要な問題になっておりまして、このまま放つて置けば十二月末で協同組合が持つてゐる無線施設は無効になるとい

うような結果になりますので、今回電波監理委員会と水産庁で折衝の結果、協同組合法を一部直すために別な單行法を出して、そうして現在の協同組合でやつておりました無線通信がそのまゝ継続し得るようになつてほしいというので、今日まで折衝して参りましたが、大体妥協点に達したようでございますからして、この問題についてその全貌を極く簡単に高木課長から御説明願ひます。

○説明員(高木淳君) 漁業無線の問題につきましては、今年の五月電波法が公布されるとともに、その法律に基いて動き出した無線局の開設の根本基準、これは公聴会、聴聞会の形をとりました。漁業者側からのいろいろの反対意見が出ておりましたが、それを審理官が一応公平な立場でその意見を表明して最後は電波監理委員会が決定しまして、電波監理委員会の規則として九月の十一日附で出されたのであります。それによりますと、これまで漁業者の側からいろいろ不便である。第一には、これまで漁業協同組合が主体となつて運営いたしておりました漁業無線局は、その開設の基準によりますと公平無差別に加入することができなかつたという点で、開局の基準に書いてあります任意団体の形をとらねば許せないという点と、もう一つはこれまで各府県が漁業の指導通信と一緒に漁業の通信も漁業者の便宜のためにいたしておりました、その問題につきましても専用通信と公衆通信の線に跨がるものであるから、指導通信のみは県の施設でやれるが漁業通信はやれない、従つて漁業通信をやる面は別途に開局の基準によりまして任意団体を作らね

ばならない、こういうその規則の適用の説明でございました。漁業者のかたにとつて分りにくい無線電波のことでありますので、その開局の基準が出されても漁業者自身のかたになかなか分りにくかつた面もあつた、電波庁の方面から、いろいろ各地に、法律に基くものであるからというお話もありました関係からでありました。地方としては余りそれについての強い関心が生まれて来なかつたのであります。が、だん／＼その事態が切迫して参りますとともに、私たち水産庁の側又は国会の水産常任委員会の側に各方面からその実施についての難点の陳情が次々に参りまして、この委員会でもいろいろ／＼とお話がありましたわけでございますが、その後いろいろ国会の方の側のかたとも又私たちの側とも先方のかたといつて折衝しておりますうちに、大体の一つの解決の見方として考えられますのが、一番難点でありました。公平に加入できるという点についてでございますので、それにつきましてはこの漁業無線に關して利用する面についてのみ現在の協同組合法の改正が許されるものであれば、それで解決したらどうかという見方が強くなつて参つたのであります。それに基づいて一応私たちのほうの側といたしまして、その考え方についてあらかじめ関係筋とお話合ひしましたところ、大体その方向についてよいというお話を承りましたので、一応そういう線に沿つてこの漁業協同組合をどのよう

に特例として改正したらいいかということいろいろ／＼研究して見ているところでございます。御承知のように協同組合のやります仕事の中で、この漁業無線についてはのみ抜く場合の特例でございまして、その漁業協同組合に入ります資格といたしましては、この前の国会で改められました三百人、又は三百人の制限を超えませんでした法人、又はそういうような法人で成り立つております法人の入つております社団であつて、その組合の地区内に住所又は事業場を持つてゐる者を組合員とする、組合員たる資格を持つものであるというふうな、その組合員の資格の範囲を定め、それに伴ひまして大きないろいろ他のほうの影響があることを慮りまして、漁業無線に關係しました経費の部面、それからそれに要します経費の財源の制限をする。そして漁業無線についてはつきりと、誰にも公平に加入でき、そして使用できるという考えかたを加えた特例を何か考えるべきではないだろうかといふことで、目下いろいろ／＼そのことを調べておるわけでございます。これは連合会の場合にも同じような働きかたを持つようになつておるわけでございまして、この實際問題といたしまして電波監理法の問題から生まれておりますこの開局の基準は、委員長からお話がありましたように十二月末が猶予期間の最後でございまして、漁業者にとつてこの十二月後になつていろいろ解決の途が開かれても、現実の問題としてはすべて解決が十二月前に完全に行われなかつた、無線の運用がとまるというふうな切つまつたところに来ておりますので、この問題についてはもう一つ時期的に迫つた面が残されておるのでございます。大体今までのところの経過が以上のようにございまして、何かこの問題

○委員長(木下辰雄君) 何かこの問題

について御質問がありましたらお願いいたします。これはどうしても臨時国会に通過させなければ非常に重大な問題が惹起しますので、衆議院とも十分打合せいたしました至急その筋のOKを貰つて、衆議院と参議院が相談の上で議員提出でやるようになるだろうと思ひますが、なおこれは重大問題でありますので委員も十分御研究を願ひたいと思ひます。大体OKの見通しは十分ついております。

○説明員(高木淳君) 概略の荒筋を持つて参りまして一応の御了承を得ておりますが、今説明申上げましたような筋書の條文としてまとまつたので、今日、明日中時間ができましたら御説明に上らう、こういう段取りでございます。

○委員(木下辰雄君) 條文を一つの次の委員会までに御配付願ひます。それではこの問題はまだ派山ありますがこれで打切ります。

○委員(木下辰雄君) 次にこの前の委員会におきまして、皆様の御意思によりまして、委員長として農林大臣に水産物卸売手数料に関する決議文を通告いたしました。それに対して本日、川農林大臣から会見を申込まれましてお会いしましたが、農林大臣として本日公文を以て延期方を都長官に勧告するといふ御返事がありました。それから前回の委員会において、翌日までには都長官及び農林大臣と折衝した結果を水産庁長官から委員会に報告するやうにといふ御希望がありましたので、家坂長官とは私電話を以てその経過を承りましたが、幸いここに御出席になつておりますから、その後の経過を長官から直接この委員会に御発表願ひたいと思ひます。

○政府委員(家坂孝平君) 一昨々日当委員会から決議として大臣に通告がありましたので、大臣も早速都長官に値上げの問題について申入れをしなればならぬといふことで、一昨日ですば私に代つて都長官に会つてよく話をしたて来て貰ひたい、こういうことになつたわけでありまして、それで一昨日なかなか都知事もせわしので時間が非常に困難でありましたが漸く夕方になりまして会うことができて、大臣に代つて申入れしますと、実は市場手数料の値上げは都において十五日に告示されたのであるが、これは非常に現下の情勢からしまして大変生産者にとつては不利益な点があるので、これについては是非値上げを一応延期して貰ひたい。而も参議院の水産常任委員会においてもこうした決議もされて、大臣にも通告して来ておられるのであるから、これらのことも十分重視せられて、それからなお目下のところ生産者側と卸売機側と、いろいろ値上げについて円満に話をまとめるやうに折角進行中であるから、これが解決を見るまでとにかく延期して貰ひたいのだといふ申入れをしたのであります。それは春以来いろいろ紛争をかまして来ておつた問題であるが、どうしても都としてもこの値上げをせねばならぬ立場に置かれてあるの、而も都議会のほうにも意見を徴し、都議会から理事者一任といふやうな形にまで持つて来るに施行したいといふので、この十五日に告示をしたのである。だからこの点については一応告示はしたのであつて、これを延期するといふことは、實際今後実施の期日とか、その七分の以内でどういふ形でやるかといふようなことは、荷受機側で実施に移して行くのであるから、市場長並びに荷受機側とよく話し合つて、話のまとまるやうにして頂ければ幸いである。こういう御返事があつたのであります。

それでその日に早速市場長が来られまして、そして本日の会見の内容を私からも披露し、又市場長も都長官のほうから話を聞いて来られて、何とか話し合いをスムーズに持つて行きたいものだし、おつたのであります。それでな話合ひをしてそして円満に持つて行きたいといふことで、実は昨日又市場長と、それから荷受機側の協会長をやつておられる寺田氏と相会しまして、この措置について話合つたのであります。それで目下の話を円満に持つて行くためには、どうしても生産者側からも要望しておられる業者自体とよく懇談したい。今までは協会の寺田氏が代表して来ておられましたが、今度は生産者側と本日の業者と十分話を突き合はして話合ひたいといふ要望の事項もありましたので、この点についてはさういふふうには是非取計らう。それからなお値上げを延期するといふことについても考えるが、併しこれは一応荷受機側としては、二十日ですとか日中にはつきり私は今記憶しておりませんが、値上げは二十三日から実施するといふ通知も出してあるの、これを食い止めるためには若手の相談も必要であるし又時間も必要であるから、この点は業者とも相談をして話をできるだけまとめるやうにいたしますと、まあこういうやうな段階に昨日相成りまして、実は今朝電話でも連絡したのであります。その線に沿つて目下やつておられる。こういうことで、今日の夕方ぐらゐまでは勿論話がまとまつて、連絡があることじやなからうかと、かように考えております。大体今までの経過はさういふ状態にあるのであります。

○委員(木下辰雄君) それからちよつとお尋ねしますが、大臣の公文書はいつお出しになりましたか。

○政府委員(家坂孝平君) 公文書は今日の夕方までに手配いたすことにいたしました。

○委員(木下辰雄君) 外に御意見ありませんか。

○青山正一君 ちよつと長官にお聞きしたいんですが、二十三日からの手数料が上がるということで、東京都のほうで一方的に生産者と相談なしに決めた、まあさういふふうなことになるつておりますが、現在この生産者の中へ、東京都へ入つております荷物のうち値上げした手数料で取引しておるところがあるかどうかその問題と、それから東京都の仲買人は、この値上げの問題に対してどういふ態度をとつておられるか。この二点について一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(家坂孝平君) 荷受機側が通知を出したために、或いは徴収しておるのがあるかどうか、実は今日もいろいろその点につきまして私は話を耳にしておるのであります。これは水産庁といたしまして早速取調べましてその事実を掴みたいと思ひます。それからいまい

つ何でもございしたか。

○委員(木下辰雄君) 仲買のこと。

○政府委員(家坂孝平君) それから仲買の点につきましては水産課長からどんな状態におりますか説明いたさせます。

○説明員(水野榮君) 手数料引上げ問題について仲買の多くがどういふふうな意見を持つておるかという御質問であります。実はまだ仲買人の側に対して正式に意見を求めたことはありませんが、恐らく手数料の問題が若し都の言うやうにならぬといふふうなきまるといふやうなことがあれば、仲買のほうでも非常に今経営が苦しいといふことを聞いておりますから、恐らく又出展しの要求とかさういふ問題が起るかと思ひますが、仲買の側が賛成であるか反対であるかという点については、まだ情報にも全然接しておりませんし、我々聞いたやうなこともないやうな次第であります。

○青山正一君 只今お聞きしたこの問題は、結局はこの手数料の上げにまつて見ますと、どうもこの肚の中には仲買人に歩戻しするから手数料を上げる、或いは生産者に奨励金を出すから手数料を上げると、さういふものが見え伏線として浮び上つておるやうに見受けられるわけなんです。この間水野課長にいろいろお聞きしたわけなんです。が、例えば大阪に対しては仲買の戻しが五厘である、神戸に対しては四厘である、或いは京都は二厘五毛である、それに反して東京は仲買が一番初めには千二百九十三人ですが、最近ではそれから飛びまして約二千三百四十人になつたわけなんです。仲買の数が

都も取つておるそうです。こうなりき
すと先日の参議院の決議は結局二東三
文ですよ。何にもならんというような

第十部 水産委員会会議録第二号

昭和二十五年十一月二十四日【参議院】

○千田正君 同時にこれは相当緊急を要する問題でありまして、考慮中であるとか或いは研究中であるというよう

全部のほうが……。
○説明員（水野榮君） それはちよつ
と……。

五

昭和二十五年十二月四日印刷

昭和二十五年十二月五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所